様式第１号（委託）

年　　月　　日

藤沢市長

所在地

事業者名

代表者名

安全管理措置等について

○○○○○○業務委託契約における安全管理措置等の実施状況について、次のとおり相違ないことを報告します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　　目 | 確認事項 | ﾁｪｯｸ欄 |
| １　基本事項 | 本契約に係るデータ及び知り得た秘密等の取扱いについて、その重要性を認識し、適切に取り扱う。 |  |
| ２　法律等の遵守 | 藤沢市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和４年藤沢市条例第１７号）及び関連法令を遵守する。 |  |
| ３　秘密の保持 | 本契約の履行に際して知り得た秘密を他に漏らさない。本契約の終了後、解除後及び職を退いた場合においても同様とする。 |  |
| ４　目的外使用及び第三者への提供禁止 | 本契約に係るデータを委託者が指示する目的以外に使用しない。また、第三者に提供しない。 |  |
| ５　複写及び複製の禁止 | 本契約に係るデータを委託者の承認を得ずして、用紙、記録媒体、外部サービス~~等~~に複写し、又は複製しない。 |  |
| ６　データの提供 | 委託者からデータの提供を受けた場合は様式第２号「データ受領証兼複製申請書」を提出する。 |  |
| ７　データの持出し | 委託者の環境からデータを持出す場合は、様式第３号「データ借用申請書」を提出して承認を受ける。返却は速やかに行う。 |  |
| ８　パソコン等及びデータの持込み | 委託者の環境にパソコン等及びデータを持込み、作業を行う場合は、様式第４号「パソコン等及びデータ持込み申請書」を提出する。 |  |
| ９　安全管理義務 | 本契約に係るデータの管理責任者を定め、業務の従事者を限定する。 |  |
| 本契約に係るデータを取扱う場所を特定する。 |  |
| 本契約に係るデータの無断持出し禁止を周知徹底させる。 |  |
| 本契約に係るデータを業務上、やむを得ず所定の場所から持出す場合は、委託者の承認を得たうえで、様式第８号「データ持出管理簿」に記録する。 |  |
| 本契約に係るデータについて、紛失、損傷、焼失等の事故が生じないように安全かつ適切な管理体制を整備する。 |  |
| パソコン等及びデータを持込む場合、及び成果物等を記録媒体等で委託者に提出する場合には、最新のパターンファイルが適用されたウイルス対策ソフト等を使用し、事前に記録媒体等にコンピュータウイルス等の不正なプログラムが書込まれていないことを確認し、様式第５号「ウイルス検査済証明書」を提出する。 |  |
| １０　データの返却・消去 | 委託者から借用したデータは、速やかに返却する。借用したデータを複製・保存した場合は消去し、様式第６号「データ消去証明書」を提出する。 |  |
| 外部サービスを利用した場合、外部サービス内に保存されたデータは、本契約期間満了時、外部サービス上において復元できないよう消去し、様式第６号「データ消去証明書」を提出する。 | □ |
| １１　記録媒体の廃棄 | 本契約の履行上、委託者から廃棄指示がある場合の記録媒体等は、確実に物理的に破壊し、又はすべての記録を復元不可能な状態に消去した後に廃棄し、様式第７号「廃棄証明書」を提出する。 |  |
| １２　外部サービスの利用 | 他の事業者が提供する外部サービスを利用する場合は、利用するサービスのセキュリティ要件及び取り扱う情報を明確化するとともに、委託者の許可を得る。 |  |
| １３　監督及び監査 | 委託者が、本契約の履行に関し必要があるときは、受託者に対して報告を求め、監査を行い、又は監査に立会うことができるように、体制等を整備する。 |  |
| １４　教育 | 従業者に対して、データの保護及び秘密の保持等データの取扱いに関し履行すべき責務について充分な教育を行う。 |  |
| 教育の実施状況を記録している。 |  |
| １５　事故発生の報告義務 | 安全管理措置等が履行できない場合及び情報漏えい等の事故が発生した場合等に備え、直ちに委託者へ通知、報告できる体制を整備する。 |  |
| １６　再委託等の禁止 | 委託者の承諾なしに、業務を第三者に委託し又は請け負わせない。 |  |
| 委託者の承諾を受けて再委託等した場合は、再委託者等に本契約の規定を遵守させる。 |  |